

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

1 指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定すること。（法第一条の規定による改正後の別表第一から別表第十まで関係）

2 専門スタッフ職俸給表に四級を新設すること。（法第二条の規定による改正後の別表第十関係）

3 専門スタッフ職俸給表四級である職員の昇給は、昇給の日前一年間の勤務成績が極めて良好である場合に限り行うものとする。（第八条第八項関係）

二 諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を改定すること。（第十条の四第一項関係）

2 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の九十（特定管理職員にあつては百分の百十、指定

職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の九十七・五に引き上げるとともに、五十五歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額）に乗ずる割合を改定すること。また、再任用職員の勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の四十二・五（特定管理職員にあつては百分の五十二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の五十）に引き上げること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の七第二項及び附則第十一項関係）

3 扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの等に対しては支給しないこととするとともに、配偶者に係る扶養手当の月額を六千五百円（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの等にあつては三千五百円）に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を一万円に引き上げること。また、これに伴い、扶養手当に係る届出等について所要の改正を行うこと。（第十一条及び第十一条の二関係）

4 勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の八十五（特定管理職員にあつては百分の百五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の九十二・五）に引き上げ、十二月期の支給割合を百分

の八十五（特定管理職員にあつては百分の百五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の九十二・五）に引き下げるとともに、五十五歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額）に乘ずる割合を改定すること。また、再任用職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の四十（特定管理職員にあつては百分の五十、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の四十七・五）に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の四十（特定管理職員にあつては百分の五十、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の四十七・五）に引き下げること。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七第二項及び附則第十一項関係）

第二 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含むも

のとする事。 (第三条第一項関係)

第三 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

一 子の養育を行う職員であつて、職員の申告を経て日曜日及び土曜日に加えて週休日进行、及び勤務時間を割り振ることができる職員に關し、その対象となる子について、第二と同様の改正を行うこと。

(第六条第四項関係)

二 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、各省各庁の長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする事。 (第二十条関係)

三 職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設すること。 (第二十条の二関係)

第四 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 第一号任期付研究員に適用する俸給表の一号俸及び二号俸並びに第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。（第六条関係）

二 期末手当の改定

1 十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げること。（法第五条の規定による改正後の第七条第二項関係）

2 六月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き下げること。（法第六条の規定による改正後の第七条第二項関係）

第五 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一 特定任期付職員に適用する俸給表の一号俸及び二号俸の俸給月額を改定すること。（第七条第一項関係）

二 期末手当の改定

1 十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げること。（法第七条の規定による改正後の第八条第二項関係）

2 六月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き下げることに。（法第八条の規定による改正後の第八条第二項関係）

第六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

一 行政執行法人の職員は、要介護家族の介護をするため、行政執行法人の長が職員の申出に基づき、要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間内において休業をすることができるとすること。（第六十一条第三項及び第四項関係）

二 行政執行法人の職員は、要介護家族の介護をするため、要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができることとすること。（法第九条の規定による改正後の第六十一条第二十八項から第三十項まで関係）

三 行政執行法人の職員の子の養育又は家族の介護に関する制度について、その他所要の改正を行うこと。

第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二、第三及び第六は平成二十九年一月一日から

、第一の一2及び3並びに二3及び4、第四の二2並びに第五の二2は平成二十九年四月一日から施行し、第一の一1及び二1、第四の一並びに第五の一は平成二十八年四月一日から適用すること。

二 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。